

京都市公園管理事務所規則の全部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第186号

京都市公園管理事務所規則の全部を改正する規則

京都市公園管理事務所規則の全部を次のように改正する。

京都市みどり管理事務所規則

(設置)

第1条 都市公園の施設（有料で使用させる公園施設を除く。）の維持管理に関する事務を処理させるため、京都市みどり管理事務所（以下「事務所」という。）を置く。

2 事務所の名称、位置及び所轄区域は、別表のとおりとする。

(職員)

第2条 事務所に次の職員を置く。

所長

その他の職員 若干人

2 北部みどり管理事務所に副所長3名、南部みどり管理事務所に副所長2名を置く。

3 事務所に所長補佐を置くことがある。

(職務)

第3条 所長は、上司の命を受け、事務所の所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 所長補佐は、所長が定める事務について所長を補佐する。

3 副所長は、担当事務につき、所長を補佐し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。

4 その他の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(代理)

第4条 所長に事故があるときは、主管事務につき、所長補佐又は副所長がその職務を代理する。

(事務の概目)

第5条 事務所において取り扱う事務の概目は、次のとおりとする。

- (1) 事務所の庶務に関すること。
- (2) 公園施設の維持管理に関すること。

(報告)

第6条 建設局長は、副所長の担当する事務の概目を定め、行財政局組織・人事担当局長に報告しなければならない。

別表 (第1条関係)

名 称	位 置	所 轄 区 域
北部みどり管理事務所	京都市北区紫野北舟岡町42番地	北区、上京区、左京区、中京区、東山区及び下京区並びに山科区、南区及び右京区のうち別に指定する区域
南部みどり管理事務所	京都市伏見区深草五反田町112番地	西京区及び伏見区並びに山科区、南区及び右京区のうち別に指定する区域

備考1 別に指定することとされている区域は、建設局長が定める。

2 所轄区域の境界における所轄については、建設局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 京都市宝が池公園事務所規則は、廃止する。

(総務局総務部文書課)